

沖縄工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定に関する規則

改正 [平成 1 6 年 4 月 1 日]
規則 第 2 2 号
平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日
規則 第 2 0 号
平成 2 0 年 2 月 2 0 日
規則 第 1 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日
規則 第 9 号
平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日
規則 第 1 7 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日
規則 第 9 号
平成 2 3 年 5 月 2 5 日
規則 第 1 9 号
平成 2 5 年 8 月 7 日
規則 第 1 2 号
平成 2 6 年 3 月 1 2 日
規則 第 3 号
平成 2 8 年 3 月 8 日
規則 第 4 号
平成 2 8 年 3 月 2 9 日
規則 第 1 6 号
平成 2 8 年 4 月 2 0 日
規則 第 1 8 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日
規則 第 2 5 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日
規則 第 8 号
令和 3 年 4 月 2 1 日
規則 第 9 号
令和 4 年 1 1 月 1 8 日
規則 第 1 6 号
令和 5 年 2 月 1 7 日
規則 第 1 号
令和 6 年 2 月 2 1 日
規則 第 1 号
令和 6 年 5 月 1 5 日
規則 第 2 4 号
令和 6 年 1 0 月 2 3 日
規則 第 3 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成 1 6 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 2 2 条第 2 項の規定に基づき、沖縄工業高等専門学校における試験、学業成績の評価、学年の課程の修了及び卒業の認定等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 試験

(試験)

第 2 条 試験は、学業成績の評価を行う際の資料として、必要な授業科目（以下「科目」という。）について、定期又は随時に実施するものとする。

2 試験は、定期試験、中間試験、追試験、再試験及び追認試験とする。

(定期試験及び中間試験)

第3条 定期試験は、前学期末及び後学期末に実施する。

2 必要のある科目については、各学期の中間に中間試験を実施することがある。

3 平素の成績で評価し得る科目については、定期試験の全部又は一部を実施しないことがある。

(追試験)

第4条 公認欠席、病気、忌引、その他やむを得ない理由で定期試験又は中間試験の全部又は一部を受験できなかった者については、原則として当該科目の追試験を実施する。

2 追試験を受けようとする者は、当該試験期間の終了後、速やかに追試験受験願(様式第1号)を科目担当教員及び第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあっては学科担任の確認を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

第5条 定期試験及び中間試験の素点又は学年成績の評価が60点未満の者については、再試験を実施することがある。

(追認試験)

第6条 未修得科目を持つ者の当該科目については、追認試験を実施することがある。

2 追認試験に関し必要な事項は別に定める。

第3章 成績の評価及び単位の認定

(学業成績の評価)

第7条 学業成績は、科目ごとに、試験による成績と平素の成績とを総合した学年成績によって評価する。

(試験の成績の評価)

第8条 試験の成績の評価は、その試験の結果に基づき100点法による。

2 再試験の成績の評価は、60点を上限とする。

(学年成績の評価)

第9条 学年成績は、その年度における各学期の試験の成績、提出物、出席状況及び学習態度等を総合して100点法により評価し、次の区分により「S」、「A」、「B」、「C」又は「F」の評語で表わすものとする。ただし、インターンシップ、創造研究及び特別活動の評価の区分は、「合格」又は「不合格」とする。

学 業 成 績 の 評 価	評 語
100点 ～ 90点	S
89点 ～ 80点	A
79点 ～ 70点	B
69点 ～ 60点	C
59点 ～ 0点	F

2 学年成績を指導要録及び学業成績証明書に記載する場合には、評語及び「合格」又は「不合格」によるものとする。

3 学年成績の評価が60点未満の者について再試験を実施した場合の学年成績の評価は、60点を上限とする。

(正当な理由なく試験を欠席した場合)

第10条 正当な理由なく試験を欠席したと認められた者の当該試験科目の成績は0点とし、再試験は受験できないものとする。

(不正行為を行った場合)

第11条 試験中に不正行為を行った者に対しては、当該科目の受験を停止させ、当該試験の得点は0点とするとともに、学則第56条の規定により、懲戒を加えるものとし、当該科目の再試験は受験できないものとする。

(履修科目の認定)

第12条 出席時間数が、年間総授業時間数の3分の2以上の科目については、当該科目を履修したものと認定する。ただし、校長が特に認めた海外留学生として派遣されるため年度をまたがって休学する学生の出席時間数については、休学期間以外の当該年度の出席時間数に前年度の出席時間数を加えたものとし、年間総授業時間数については、休学時間以外の当該年度と前年度の授業時間数を合算したものとする。

(単位修得の認定)

第13条 前条の規定により認定した履修科目の学年成績の評価が60点以上の科目については、単位を修得したものと認定する。

(学年成績の不服申立)

第14条 学年成績の開示は、当該年度最終の成績通知書送付とし、学生が当該年度の学年成績に疑義がある場合は、不服を申し立てることができる。

2 学生は、送付された最終成績通知書の学年成績に疑義がある場合は、成績通知書受理から5日以内（休業日を含めない）に学年成績確認願（様式第2号）を学生課教務係に提出する。

3 学生課教務係は、学年成績確認願受理後、速やかに科目担当教員に学年成績の確認を依頼する。

4 学年成績確認願を受理した科目担当教員は、受理後3日以内（休業日を含めない）に学生課教務係に成績評価確認回答書（様式第3号）にて回答する。

5 学生課教務係は、科目担当教員から回答受理後、校長確認のうえ、当該学生に回答を通知する。

6 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合、回答受理後5日以内（休業日を含めない）に学年成績不服申立書（様式第4号）を提出することにより不服を申し立てることができる。

7 学生からの学年成績不服申立書が学生課教務係に提出された場合、教務委員会は速やかにその内容を審査し、その結果を校長に報告するものとする。

8 校長は、教務委員会からの報告に基づき、その結果を最終結果として当該学生及び科目担当教員に通知する。

第4章 学年の課程の修了及び卒業の認定

(学年の課程の修了及び卒業の認定)

第15条 学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

2 学年の課程の修了及び卒業の認定にあたっては、授業科目及び特別活動（第1学年から第3学年のみ）の履修状況並びに次の各号に掲げる条件をすべて満たしていることを基準とする。ただし、校長が特に認めた海外留学生として派遣されるため年度をまたがって休学する学生の学年の課程及び卒業の認定にあたっては、休学期間以外の当該年度と前年度の授業日数を合算して年間総授業日数を算出するものとする。

(1) 学則別表第1及び別表第2に定める科目を履修していること。

- (2) 学則に定める当該学年における修得すべき科目の単位を全て修得していること。
- (3) 出席日数が年間総授業日数の3分の2以上であること。ただし、第4学年及び第5学年において原級留置となった学生のうち、それぞれの学年の原級留置決定年度において修得科目のあった者を除く。
- (4) 特別活動が「合格」であること。
- 3 前項各号の条件を満たさない者で特別な理由があると校長が認めた者については、教員会議において審議した上で、校長が総合的に判定する。
- 4 卒業に必要な修得単位数は、学則別表第3に記した単位数とする。

(編入学生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

第15条の2 学則第26条の規定に基づき入学した学生（以下「編入学生」という。）の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

- 2 編入学生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(転入生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

第15条の3 学則第27条の規定に基づき入学した学生（以下「転入生」という。）の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

- 2 転入生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

第15条の4 学則第50条の規定に基づき入学した学生（以下「外国人留学生」という。）の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

- 2 外国人留学生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(転科生の学年の課程の修了及び卒業の認定)

第15条の5 学則第29条の規定に基づき転科した学生（以下「転科生」という。）の学年の課程の修了及び卒業の認定は、教員会議の議を経て校長がこれを行う。

- 2 転科生の学年の課程の修了及び卒業の認定その他必要な事項は、別に定める。

(仮進級)

第16条 第1学年から第4学年において前条第2項第2号に該当しない者のうち未修得の科目の単位数が10単位以内の者は、次学年に仮進級するものとする。

(原級留置)

第17条 教員会議において進級及び仮進級を認定されない者は、原級留置とする。

- 2 第3学年以下において原級留置になった場合は、前年度の修得単位を無効とし、その学年の授業科目及び特別活動の全てを再履修しなければならない。ただし、現学年に留められた者が進路変更するために退学を希望する場合には、前年度の修得単位を有効とする。
- 3 第4学年又は第5学年において原級留置になった場合は、当該学年の修得単位を有効とし、当該学年における未修得科目を履修しなければならない。ただし、当該学年で修得した科目についても聴講することができるものとする。

第5章 雑 則

(雑則)

第18条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平18.10.23規則第20号）

この規則は、平成18年10月23日から施行する。

附 則（平20.2.20規則第1号）

この規則は、平成20年2月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平20.3.31規則第9号）

この規則は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平20.12.17規則第17号）

この規則は、平成20年12月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平22.12.15規則第9号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者にあつては、第14条第4項に定める修得単位数はなお従前のとおりとする。

附 則（平23.5.25規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25.8.7規則第12号）

この規則は、平成25年8月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平26.3.12規則第3号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者にあつては、第14条第4項に定める修得単位数はなお従前のとおりとする。

附 則（平28.3.8規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.29規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.4.20規則第18号）

この規則は、平成28年4月20日から施行する。

附 則（平28.12.16規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平29.12.27規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令3.4.21規則第9号）

この規則は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令4.11.18規則第16号）

この規則は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令 5． 2． 1 7 規則第 1 号）
この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6． 2． 2 1 規則第 1 号）
この規則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6． 5． 1 5 規則第 2 4 号）
この規則は，令和 6 年 5 月 1 5 日から施行し，令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 6． 1 0． 2 3 規則第 3 1 号）
この規則は，令和 6 年 1 0 月 2 3 日から施行し，令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号

担任

☐公認欠席願又は欠席届（診断書等あり）を持参しているか確認する

年 月 日

追 試 験 受 験 願

沖縄工業高等専門学校長 殿

学科・コース _____ 工学科

_____ コース

学 年 _____ 年 組

学 籍 番 号 _____

氏 名（自署） _____

下記の理由により試験を受けることができませんでしたので、追試験の実施方をお願いいたします。

記

1 理由 _____

2 追試験受験証明書 ☐公認欠席願 ☐欠席届（診断書等あり）
※追試験受験願と併せて提出すること。

3 試験区分 【 前学期 】 中間試験・期末試験 【 後学期 】 中間試験・期末試験

科目名	科目担当者	欠席した 試験日	科目担当印
		月 日	※確認事項有
		月 日	※確認事項有
		月 日	※確認事項有
		月 日	※確認事項有

※確認事項（科目担当者がチェックをする）
・試験当日の欠席の有無について確認する
・公認欠席願又は欠席届を持参しているか確認する

（備考） 1 第1学年又は第2学年にあっては学級担任、第3学年以上にあつては
学科担任に印をもらってから提出すること。
2 病気の場合は医師の診断書、事故等の場合はその理由を証明する書類を
添付すること。

年 月 日

学年成績確認願

所属学科／コース： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____

下記の科目について，学年成績評価の確認をお願いします。

記

開講年度	年度（前期・後期・通年）
科目名	
科目担当教員	
理由	

※学年成績に疑義がある場合，「学年成績通知書」受理から 5 日以内（休業日を含めない）に本様式を学生課教務係に提出してください。

年 月 日

学年成績評価確認回答書

所属学科／コース： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____ 様

担当教員名： _____ 印

年 月 日付の学年成績確認願について、下記のとおり回答します。

記

科目名	
確認後の成績	☐ 現成績評価のとおり
	☐ 以下のとおり評価を訂正します。 評点 () 評価 ()
回答理由	

※「学年成績確認願」を受理した科目担当教員は、受理後 3 日以内（休業日を含めない）に
学生課教務係に本様式を提出してください。

年 月 日

学年成績不服申立書

沖縄工業高等専門学校長 殿

所属学科／コース： _____

学籍番号： _____

氏 名： _____

下記の科目に係る科目担当教員による学年成績評価の回答について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

科目名	
科目担当教員	
成績評価	評価（ ） 評点（ ）
不服申立理由 (科目担当教員の回答を具体的に記入してください。)	

※科目担当教員の回答に不服がある場合、回答受理後 5 日以内（休業日を含めない）に本様式を学生課教務係に提出してください。